

郵便料の納付について

郵便料の納付にあたり、以下の2つの方法から選択することができます。
(ただし、一部の手続については、郵便切手での納付をお願いしています。)

郵便切手で納付する

→必要額（内訳は[「申立手数料・郵便料等一覧」](#)の「郵便切手で納付される場合」欄参照）を郵便局等で購入の上、窓口へ提出してください。 ※庁舎内では購入することはできません。

基本的に現金で納付する

→次の3つの方法から選べます（各納付方法についての説明は[こちら](#)）。

1 電子納付（インターネットバンキング又はPay-easy（ペイジー）対応ATM）

[電子納付の流れ](#)

2 現金納付（裁判所（会計担当部署）の窓口）

[裁判所窓口納付の流れ](#)

3 当座納付（金融機関の窓口）

[金融機関窓口納付の流れ](#)

申立書を提出するにあたり書類の送付等に使用するため、郵便料を納付していただく必要があります。

郵便切手で納付する

申立ての内容に対応した郵便切手を購入の上、窓口にて提出してください。

基本的に現金で納付する



①電子納付

会計担当部署で電子納付登録申請→登録コードの取得

後日送付される「保管金提出書」に記載されている収納機関番号等を用いてインターネットバンキング又はPay-easy(ペイジー)対応のATMから払い込んでください。

②現金納付

後日送付される「保管金提出書」と現金をお持ちの上、改めて裁判所(会計担当部署)で納付してください。

③当座納付
(金融機関窓口での納付)

後日送付される「保管金提出書」に同封してある「振込依頼書」に必要事項を記入し、金融機関窓口でお支払いください。

金融機関から返却される「保管金受入手続添付書」と「保管金提出書」を裁判所(会計担当部署)へ提出してください(郵送可)。

※各納付方法の留意事項は、[こちら](#)で確認してください※

各納付方法の留意事項

①電子納付

②現金納付

③当座納付

郵便切手

①電子納付・②現金納付・③当座納付 共通の留意事項

- ・ 裁判手続が終了したときに郵便料の残額がある場合、あらかじめ指定された口座に振り込んで返還されます。
(②・③の場合は、納付の際に申出をする必要があります。)
- ・ 納付する際に、さまざまな券種の郵便切手を用意していただく必要がありません。
- ・ 書類を提出する際に、郵便切手の確認でお待たせすることがありません。
- ・ **郵便料を納付していただかないと手続を進めることができません。**
- ・ 嘱託等にかかる回答の返送料等について、追加で郵便切手の納付を依頼する場合があります。

相続放棄や子の氏の変更など、1、2回程度の郵便物の送付で手続が終了するものについては、手続を迅速に進めるため、郵便切手での納付をお願いしています。

郵便切手の留意事項

- ・ 郵便局やコンビニで購入することができます。
- ・ 裁判手続が終了したときに郵便切手の残額がある場合、郵便切手で返還されます。
- ・ さまざまな券種の郵便切手を用意していただくこととなります。
- ・ 書類を提出する際に、郵便切手の確認でお時間をいただくことがあります。

①電子納付の留意事項

- ・ 原則、24時間365日いつでも納付が可能です。
- ・ 手数料はかかりません。
(なお、休日・夜間等にATM等を利用した場合には、時間外手数料がかかる場合があります)
- ・ 納付前に「利用者登録コード」を取得する必要があります。

②現金納付の留意事項

- ・ 改めて裁判所にお越しいただく必要があります。
- ・ 窓口現金を持参してください。(裁判所の開庁日の午前9時から午後4時30分まで)
- ・ おつりのないよう準備をお願いします。

③当座納付の留意事項

- ・ 最寄りの金融機関の窓口で納付が可能です。
- ・ 振込の際に、**手数料**がかかります。
- ・ 金融機関で振込後、裁判所に書類を提出(郵送可)していただく必要があります。

①電子納付の流れ

①「電子納付利用者登録申請書」を提出

最寄りの裁判所の会計担当部署へ**電子納付利用者登録申請書**を提出（郵送可）し、電子納付利用者登録をしてください。

なお、裁判所支部、簡易裁判所においては、電子納付利用者登録を取り扱っていない場合がありますので、最寄りの裁判所の会計担当部署の窓口でお尋ねください。



②「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます

利用者登録手続きが完了すると、「利用者登録コード」と「初期パスワード」が発行されます。

ただし、登録後、保管金の納付や払渡しが2年間行われなない場合は、利用者登録コードが抹消されます。



③訴状や申立書を提出

訴状や申立書などを提出する際に、②で取得した「利用者登録コード」を記載したメモ、または利用者登録コード届出書を添付するなどして、「電子納付を希望する」旨を適宜の方法でお知らせください。



④「保管金提出書」を受領


担当者等から、「保管金提出書」を交付又は郵送します。



⑤Pay-easy (ペイジー) 対応インターネットバンキングやモバイルバンキング、金融機関のATMから払込みを行う

④で受領した「保管金提出書」に印字されている「収納機関番号」等を用いて、払い込んでください。

「保管金提出書」の下部に以下の記載があります。

 以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。				登録コード	1000515
収納機関番号	10100	納付番号	1001-2190-1008-6001	確認番号	6007-39

※④の「保管金提出書」の裁判所への提出は不要です。

※Pay-easy (ペイジー) の詳細は、Pay-easy (ペイジー) のホームページ (<http://www.pay-easy.jp/>) をご覧ください。対応している金融機関のリンクも掲載されています。

②現金納付(裁判所窓口)の流れ

「保管金提出書」の受領

担当者等から「保管金提出書」を受け取ります。
(交付または郵送)



「保管金提出書」への記入

「保管金提出書」の【提出年月日】【提出者】
【還付金の振込先等】(提出者の口座)の各欄を
記入します。

※支店名の記載もれに注意してください。
※ゆうちょ銀行の場合は、【口座番号】欄に記号番号を
記入してください。



裁判所へ持参

記入を終えた「保管金提出書」と納付する現金
を、下記の窓口へ持参してください。

※ おつりのないよう準備をお願いします。

保管金提出書

保管金提出書 (解還付請求書)		管理番号	第 1111111111 号
種別	主任書記官	受入年月日	令和 年 月 日
事件番号	令和●●年(家)第●●●●●号		
金額	百 十 萬 千 百 十 円 十 分 十 厘 十 毫		
送附年月日	令和●●年●●月●●日		
住所	〒123-4567 大阪市●●区●●町1-2-3		
電話	●●●● (●●●●) ●●●●		
フリガナ	●●●● ●●●●		
氏名	●●●●		
振込先 金融機関名	●●●● 支 店		
口座番号	●●●●●●●●●●		
振込金種別 (フリガナ)	●●●● (普通) 当座・別設・通知		
田口 署名欄	●●●● ●●●●		
氏名	●●●●		

◎ 注意 1 空の箇所は、提出者が記入してください。
2 「還付金の振込先等」欄に所定の事項を記載した場合は、保管金の機額はその口座に振込方法により記載します。
3 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。
4 電子納付を利用しない・提出者は、この書面(提出書)に現金又は受入手続納付書を書き、受取印等を(記入欄以外現金納付書)に提出してください。
5 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますから必ず受け取ってください。

以下の欄に収納機関連番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

収納機関連番号	納付番号	確認番号
---------	------	------

本庁：大阪府中央区大手前4-1-13
大阪家裁会計課 保管金係 (庁舎8階)

堺支部：大阪府堺市堺区南瓦町2-28
大阪地家裁堺支部 庶務課会計係 (庁舎6階)

岸和田支部：大阪府岸和田市加守町4-27-2
大阪地家裁岸和田支部 庶務課会計係 (庁舎4階)

③当座納付(金融機関窓口)の流れ

「保管金提出書」等の受領

担当者等から「保管金提出書」と「振込依頼書」(3枚複写式のもの)を受け取ります。
 ※ 担当書記官が「振込依頼書」の【金額】【(振込依頼番号)】を記入します。



「振込依頼書」への記入

「保管金提出書」の記載に従って、「振込依頼書」の【ご依頼日】【ご依頼人】の各欄を記入してください。



金融機関での手続

金融機関に「振込依頼書」を持参し、窓口で振込手続を行います。

手続終了後に金融機関から、取扱店領収印が押された裁判所提出用の「保管金受入手続添付書」と依頼人保管用の「振込金受取書」の2枚を受け取ってください。

- ※ **窓口営業時間での取扱い**となります。
- ※ **手数料がかかります。**
- ※ ゆうちょ銀行では裁判所が交付する振込依頼書は使用できないため、ゆうちょ銀行指定の用紙を使用してください。



「保管金提出書」への記入

「保管金提出書」の【提出年月日】【提出者】【還付金の振込先等】(提出者の口座)の各欄を記入してください。

- ※支店名の記載もれに注意してください。
- ※ゆうちょ銀行の場合は、【口座番号】欄に記号番号を記入してください。



裁判所へ提出

記入を終えた「保管金提出書」と取扱店領収印のある「保管金受入手続添付書」を、右記窓口へ持参又は郵送して提出してください。

- ※**依頼人保管用の振込金受取書の提出は不要です。**
- ※**振込手続直後に来庁された場合、入金確認ができず、確認できるまで一定時間お待ちいただく場合があります。**

振込依頼書

保管金提出書

本庁
 〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-13
 大阪家裁会計課 保管金係

堺支部
 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-28
 大阪地家裁堺支部 庶務課会計係

岸和田支部
 〒596-0042 大阪府岸和田市加守町4-27-2
 大阪地家裁岸和田支部 庶務課会計係

事件の種類	事件名	印紙	基本的に現金で納付される場合				郵便切手で納付される場合	
			現金納付分	備考	郵便切手分	内訳	郵便切手	内訳
調停事件 別二事件	一般調停、別二調停、寄与分審判	1200円	4000円	遺留分侵害額(減殺)請求調停で当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに1000円を加算	(右欄のとおり)	110円×(申立人+相手方数) ※岸和田支部では不要	1440円	180円×1、110円×5、100円×2、50円×5、20円×5、10円×10、5円×10、1円×10 (遺留分侵害額(減殺)請求調停は上記内訳×相手方数)
	別二審判(遺産分割・寄与分を除く)	1200円	4000円	当事者双方の合計が3名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算	(右欄のとおり)	110円×相手方数 ※岸和田支部では不要	(右欄のとおり)	500円×4、180円×1、110円×5、100円×4、50円×5、20円×10、10円×10 (当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、180円×1、110円×2、10円×2、10円×2を追加)
	277条調停	1200円	4000円			110円×1 ※岸和田支部では不要	3480円	500円×4、180円×1、110円×5、100円×2、50円×5、20円×10、10円×10
	遺産分割(調停・審判)	1200円	(右欄のとおり)	当事者双方の合計が10名まで1名につき3000円(当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算)	(右欄のとおり)	110円×相手方数 ※岸和田支部では不要	(右欄のとおり)	当事者双方の合計が10名まで1名につき500円×2、110円×5、100円×6、50円×5、10円×10(当事者双方の合計が11名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×5、100円×2、50円×5を追加)
別一事件	下記を除く別一事件(相続放棄、同期間伸長、遺留分放棄を含む。)	800円	郵便切手のみ			550円	550円	110円×5 ※堺、岸和田両支部は、事件名「氏の変更」については、1440円(内訳500円×2、110円×4)、事件名「死後継縁」については、1660円(内訳500円×2、110円×6)
	相続の限定承認	800円	郵便切手のみ			(右欄のとおり)	(右欄のとおり)	110円×申述人の人数×4
	子の氏の変更	800円	郵便切手のみ			330円	330円	15歳未満の子については、人数にかかわらず110円×3 15歳以上の子については、1人あたり110円×3
	保護者選任	800円	郵便切手のみ			330円	330円	110円×3
	失踪宣告	800円	6000円			1310円	5400円	500円×2、350円×2、110円×30、50円×4、10円×20
	失踪宣告取消	800円	4000円		(右欄のとおり)	110円×9、100円×7、10円×25(※必要があれば申立て後に担当者から追加の金額と枚数をお知らせします。)	3850円	500円×2、350円×1、110円×20、50円×4、10円×10
	特別養子の①適格確認(※脚注参照)、②縁組成立、又は離縁	800円	4000円	養親となるべき者が申し立てる場合、4000円を加算	(右欄のとおり)	110円×10(養親となるべき者が申し立てる場合、110円×20)	4340円	500円×4、110円×20、50円×2、内訳×2(養親となるべき者が申し立てる場合、①②の各別に同額が必要)
	特別代理人選任	800円	郵便切手のみ			880円	880円	110円×8
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の宣告、推定相続人廃除	800円	4000円			550円	4240円	500円×4、110円×18、50円×4、20円×2、10円×2
	遺言書検認	800円	郵便切手のみ		(右欄のとおり)	110円×(5+相続人の人数×2)	(右欄のとおり)	110円×(5+相続人の人数×2)
	養子縁組、遺言執行者選任、同辞任	800円	郵便切手のみ			1100円	1100円	110円×10 ※堺支部は、事件名「遺言執行者選任」及び「遺言執行者辞任」については1770円(内訳500円×2、110円×7)
	遺言確認、遺言執行者解任	800円	3000円			550円	2650円	500円×2、110円×15
	戸籍訂正、就籍	800円	3000円			550円	2650円	500円×2、110円×15
	性別の取扱いの変更	800円	2000円			550円	1010円	350円×1、110円×6 ※堺、岸和田両支部は、2010円(内訳500円×2、350円×1、110円×6)
	市町村長の処分に対する不服申立て	800円	2000円			220円	1690円	500円×2、110円×5、50円×2、20円×2
	遺留分の算定に関する合意の許可	800円	4000円	申立人以外の推定相続人が2名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算	(右欄のとおり)	110円×申立人以外の推定相続人数	(右欄のとおり)	500円×(2+(2×申立人以外の推定相続人数))、110円×(6+(4×申立人以外の推定相続人数))、5円×申立人以外の推定相続人数、1円×5
	児童福祉施設収容の承認、施設収容期間更新の承認(児福28)	800円	4000円	保護者が2名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算		不要	3690円	500円×4、110円×13、50円×4、20円×2、10円×2(保護者2名以上の場合は、1名増えるごとに追加500円×2、110円×2)
引き続いての一時保護の承認(児福33)	800円	4000円			不要	3690円	500円×4、110円×13、50円×4、20円×2、10円×2(児童が2名以上の場合、15歳以上の児童1名増えるごとに110円×2を追加、保護者2名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×1、5円×1を追加)	
別一事件 (財産管理)	相続財産管理人・清算人選任	800円	2000円			不要	1550円	350円×1、110円×10、10円×10
	不在者財産管理人選任	800円	3000円			760円	3400円	110円×20、100円×10、10円×20
	特別縁故者への相続財産分与	800円	4000円			不要	3900円	500円×4、110円×10、100円×4、20円×10、10円×20
	権限外行為許可、財産管理人・清算人報酬付与	800円	郵便切手のみ			110円	110円	110円×1
	相続人搜索公告	800円	郵便切手のみ			570円	570円	350円×1、110円×2
雑事件等	移送申立て		2000円		(右欄のとおり)	※申立て後に担当者から必要な金額と枚数をお知らせします。	1550円	500円×2、110円×5
	履行命令	500円	3000円		(右欄のとおり)	110円×債務者数	3100円	500円×4、110円×10
	間接強制、子の引渡実施決定	2000円	4000円		(右欄のとおり)	110円×債務者数	3750円	500円×4、110円×10、100円×4、50円×2、10円×15
	秘匿決定の申立て(取消しの申立て、閲覧等許可の申立てを含む。)	500円	2000円			不要	1550円	500円×2、110円×5
	強制執行停止	500円	3000円	当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算		不要		500円×4、110円×5、100円×2、10円×5(当事者が3名以上の場合、1名増えるごとに500円×2、110円×2を追加)
即時抗告	別一事件:収入印紙1200円 別二事件:収入印紙1800円		4000円	当事者双方の合計が3名以上の場合、1名増えるごとに2000円を加算		不要	3550円	当事者双方の合計が2名まで500円×2、110円×15、100円×5、50円×5、20円×5、10円×5
	原審の申立手数料が不要又は500円のもの:1000円						追加2100円	当事者1名増えるごとに追加500円×2、110円×6、100円×2、50円×3、20円×3、10円×3

※養親となるべき者が申し立てる場合、①の手数料は不要(②の800円のみ)。

事 件 名			印 紙	基本的に現金で納付される場合			郵便切手で納付される場合
				現金納付分	備考	郵便切手分	予納郵便切手内訳
第1類型	【遺産分割】 財産管理者選任及び選任取消、財産管理に関する指示及び指示取消	なし	3000円	当事者双方の合計が10名を超える場合、10名増えるごとに1000円を加算	不要	1220円×1組、110円×当事者数	
第3類型	【特別養子縁組事件】 親権者・未成年後見人の職務執行停止・職務代行者選任及び取消 【親権者指定・親権者変更・親権喪失・管理権喪失事件】 親権者の職務執行停止・親権代行者選任及び取消	なし	5000円	親権者が2名の場合、1000円を加算	不要	1220円×（親権者数+1）、180円×2枚、110円×15枚、10円×10枚	
第4類型	不動産仮差押	1000円	3000円	登記所数が2を超えるときは、登記所ごとに1000円を加算 相手方が1名増えるごとに2000円を加算	590円×登記所数	1220円×2組 ※申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。 （660円+590円）×登記所数 ※登録免許税が10万円を超えるときは、不足分（5万円ごとに23円）を追加 ※対象物件に滞納処分がある場合は、110円×滞納処分税務署数を追加	
	債権仮差押	1000円	3000円	第三債務者が2名を超える場合、1名増えるごとに2000円を加算 相手方が1名増えるごとに2000円を加算	第三債務者に対し陳述催告を行う場合は、110円×第三債務者数	1220円×2組 ※申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。 1290円×第三債務者数 ※第三債務者に対し陳述催告を行う場合は、（590円+110円）×第三債務者数を追加	
	動産仮差押	1000円	3000円	相手方が1名増えるごとに2000円を加算	不要	1220円×2組 ※申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。	
	不動産処分禁止仮処分	1000円	3000円	相手方が1名増えるごとに2000円を加算	不要	1220円×2組 ※申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。 （660円+590円）×登記所数 ※登録免許税が10万円を超えるときは、不足分（5万円ごとに23円）を追加	
	不動産占有移転禁止仮処分	1000円	3000円	相手方が1名増えるごとに2000円を加算	不要	1220円×2組 ※申立人（債権者）が交付送達の場合は、1組で足りる。	
	【仮の地位を定める仮処分】* 婚姻費用・養育費・扶養料仮払い 監護者指定・子の引渡し・仮分割の仮処分等	1000円	4000円	当事者が2名を超える場合、1名増えるごとに2000円を加算	申立後に担当者から金額等を連絡します。	500円×4枚、180円×1枚、100円×2枚、（110円+50円）×5組、（20円+10円）×10組 ※当事者が2名を超える場合には、1名増えるごとに、500円2枚、180円1枚、110円2枚、100円2枚、10円2枚を追加	

注1) * 印の従前の扱いは、相手方が1名増えるごとに1220円分の郵便切手を追加

注2) 児童福祉法28条の家庭裁判所の承認事件を本案とする「面会・通信の制限」事件については、印紙：なし、現金納付分4000円（相手方が1名増えるごとに2000円を加算）
（従前の扱いは、郵便切手：1220円×2組、110円×10枚（相手方が1名増えるごとに1220円分の郵便切手を追加））

事 件 名	収入印紙		基本的に現金で納付される場合			郵便切手で納付される場合		
	申立手数料	登記用	現金納付分	郵便切手分		予納郵券(郵便切手)		
				合 計	内 訳	合 計	内 訳	
後見開始	800円	2600円	5000円	1100円	110円×10枚	4500円 (※1)	500円×2枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚 (※1 候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加)	
保佐開始・補助開始 (※2 「同意を要する行為の定め」、「代理権付与」の申立てを同時にする場合は、収入印紙(申立手数料)を各800円加算(どちらかのみは800円を加算、両方の場合は1600円を加算))	800円 (※2)	2600円	6000円	1100円	110円×10枚	5500円 (※3)	500円×4枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚 (※3 候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加)	
任意後見監督人選任(新規)	800円	1400円	5000円	1100円	110円×10枚	4500円	500円×2枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚	
未成年後見人選任	800円	なし	4000円	550円	110円×5枚	4500円 (※6,7)	500円×2枚、110円×20枚、100円×10枚、20円×10枚、10円×10枚 (※6 候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加) (※7 選任の申立てを行う場合(辞任とともに行う場合も含む。))は、候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加)	
未成年後見人辞任許可 (※4 選任と同時に申立ての場合、この110円の予納は不要です。)	800円	なし		110円 (※4)	110円×1枚			
成年後見人・保佐人・補助人の各辞任許可 成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人の各辞任許可 保佐人・補助人の同意を要する行為の定め 保佐人・補助人に対する特定の法律行為に関する代理権付与 (※5 選任と同時に申立ての場合、この110円の予納は不要です。)	800円	1400円		110円 (※5)	110円×1枚			
成年後見人・保佐人・補助人の各選任及び各解任 成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人・任意後見監督人の各選任及び各解任 保佐人・補助人の同意を要する行為の定め 保佐人・補助人に対する特定の法律行為に関する代理権付与の取消 後見開始・保佐開始・補助開始の各取消	800円	なし	330円	110円×3枚				
居住用不動産の処分許可	800円	なし	郵便切手のみ	110円	110円×1枚	110円	110円×1枚	
成年被後見人の死亡後の死体の火葬等に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可	800円	なし	郵便切手のみ	110円	110円×1枚	110円	110円×1枚	
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託	800円	なし	2000円	不要		1440円 (※8)	500円×2枚、110円×4枚 (※8 囑託先が1か所増すごとに郵券110円×1枚追加)	
成年後見・未成年後見に関する財産目録の作成の期間の伸長、管理計算の期間の伸長 報酬付与(※9 財産管理者からの申立ての場合は手数料(印紙)は不要です。)	800円 (※9)	なし	郵便切手のみ	110円	110円×1枚	110円	110円×1枚	
特別代理人・臨時保佐人・臨時補助人の各選任 保佐人・補助人の同意に代わる許可	800円	なし	郵便切手のみ	1150円	110円×10枚、10円×5枚	1150円	110円×10枚、10円×5枚	
保全処分	後見命令	なし	1400円	3000円	550円	110円×5枚	3000円	500円×2枚、110円×15枚、20円×15枚、10円×5枚
	保佐命令・補助命令 後見命令・保佐命令・補助命令の各取消 成年後見人等の職務執行停止、職務代行者選任及び取消	なし	1400円	4000円	550円	110円×5枚	4000円	500円×4枚、110円×15枚、20円×15枚、10円×5枚
	財産管理者の選任及び選任取消、事件関係人に対する指示及び指示取消 (※10 後見・保佐・補助各命令と同時に申立ての場合、この1250円の予納は不要です。)	なし	なし	郵便切手のみ	1250円 (※10)	110円×10枚、20円×5枚、10円×5枚	1250円 (※10)	110円×10枚、20円×5枚、10円×5枚

申立手数料・郵便料等一覧表【人事訴訟関係】

事件の種類	事件名	印紙	基本的に現金で納付される場合				郵便切手で納付される場合	
			現金納付分	備考	郵便切手分	内 訳	郵便切手	内 訳
人事訴訟事件	離婚、離縁、婚姻無効、離婚無効等 認知、親子関係不存在等 損害賠償(人事訴訟に関連するものに限る。)		7000円	被告が2名以上のときは、1名増えるごとに、3000円を加算	不要		6150円	500円×8 110円×10 100円×5 50円×5 20円×10 10円×10 ※ 被告が1名増えるごとに、2440円の郵便切手を追加 (内訳) 500円4枚・110円4枚
保全命令申立事件	仮差押え 不動産仮差押	2000円	4000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 登記所が2を超えるときは、登記所ごとに1000円を加算	(右欄のとおり)	590円×登記所数	(右欄のとおり)	1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額) (590円+590円)×登記所数
				滞納処分税務署数が5を超えるごとに、1000円を加算	不要		(右欄のとおり)	110円×滞納処分税務署数
	債権仮差押	2000円	4000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 第三債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算	不要		(右欄のとおり)	1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額) 1290円×第三債務者数
				第三債務者数×1000円を加算	(右欄のとおり)	(590円+110円)×第三債務者数	(右欄のとおり)	(590円+110円)×第三債務者数
	自動車仮差押	2000円	4000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 登録所が2を超えるときは、登録所ごとに1000円を加算	(右欄のとおり)	590円×登録所数	(右欄のとおり)	1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額) (660円+590円)×登録所数
	動産仮差押	2000円	3000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算	不要		(右欄のとおり)	1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額)
	仮処分	不動産処分禁止仮処分	2000円	4000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算 登記所が2を超えるときは、登記所ごとに1000円を加算	(右欄のとおり)	590円×登記所数	(右欄のとおり)
不動産占有移転禁止仮処分		2000円	3000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算	不要		(右欄のとおり)	1220円×2(債務者1名増えるごとに1220円を増額)
担保取消申立事件	勝訴判決確定、請求認諾、勝訴的和解・調停		2000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに2000円を加算	不要		1330円	1220円+110円(債務者1名増えるごとに1220円を増額)
	裁判外における担保権利者の同意、裁判上の和解・調停における同意		郵便切手のみ		220円	110円×2	220円	110円×2
	権利行使催告		3000円	債務者が2名以上のときは、1名増えるごとに3000円を加算	不要		2550円	(1220円+1220円)+110円(債務者1名増えるごとに(1220円+1220円)を増額)

大阪家庭裁判所

歳入歳出外現金出納官吏

殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

- ※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
- この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。
- この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。
- 「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。
- 提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。
- 登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。

大阪家庭裁判所

歳入歳出外現金出納官吏

殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和●年●月●日

住所 大阪市中央区大手前～

氏名 山田 一郎

提出者情報

氏名 (カナ)	ヤマダ イチロウ
氏名	山田 一郎
住所	〒540-0008 大阪市中央区大手前～
電話番号	06-●●●●-●●●●

還付先情報

金融機関名	●● 銀行・金庫・組合 ●●支店
預金種別	普通・当座・別段・通知
口座番号	1111111
口座名義 (カナ)	ヤマダ イチロウ
口座名義	山田 一郎
FAX番号	06-●●●●-●●●●

- ※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。
- この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。
- この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込払い請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。
- 「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。
- 提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。
- 登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。